別表第三（第５条、第９条及び第10条関係）

接続会計報告書

（電気通信事業法第34条第６項に基づく報告書）

事業年度　自　年　月　日
　　至　年　月　日

総務大臣　殿

年　月　日提出

会社名

代表者の役職氏名　　印
（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

本店の所在の場所

電話番号

連絡者

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

名称　　所在地

第一部　概要紹介
1　報告書の目的
2　根拠法令等
3　会計処理の基準
(1)　事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連
(2)　その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）
4　接続会計財務諸表の構成
(1)　貸借対照表
(2)　損益計算書
(3)　個別注記表
(4)　移動電気通信役務収支表
5　計算結果証明報告の紹介
6　第３条第１項ただし書の許可事項
第二部　計算結果証明報告
1　責任範囲
2　証明の基準
3　計算結果証明
第三部　接続会計財務諸表
1　貸借対照表
2　損益計算書
3　個別注記表（別表第一の様式による）
4　移動電気通信役務収支表（別表第二の様式による）
第四部　参考情報
1　配賦整理書の紹介及び入手方法
2　第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額
3　特に重要な費用の配賦基準の説明
4　用語解説
5　その他

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○総務省令第二十五号

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十四条、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第十三条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第六条の十三、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十一条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第十条及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十条の規定に基づき、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

一　山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）第三条第一号

二　離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）第一条第一項第一号イ

三　水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十三号）第三条

四　半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）第一条第一号

五　奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第十四号）第一条第一号イ

六　過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）第一条第一号イ

七　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）第一条第一項第一号

八　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第三条第一号

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○総務省令第二十六号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項」を「商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項」に、「商品市場（同条第九項に規定する商品市場をいう。次項第三号において同じ。）に相当する外国の市場（同項第二号及び第三号において「外国商品市場」という。）における類似の取引」を「これらに類似する外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項第二号中「商品取引所法第二条第八項」を「商品先物取引法第二条第三項」に、「同項第一号ホ」を「同項第一号ホ及びト」に、「外国商品市場における類似の取引」を「これらに類似する外国商品市場取引並びに同